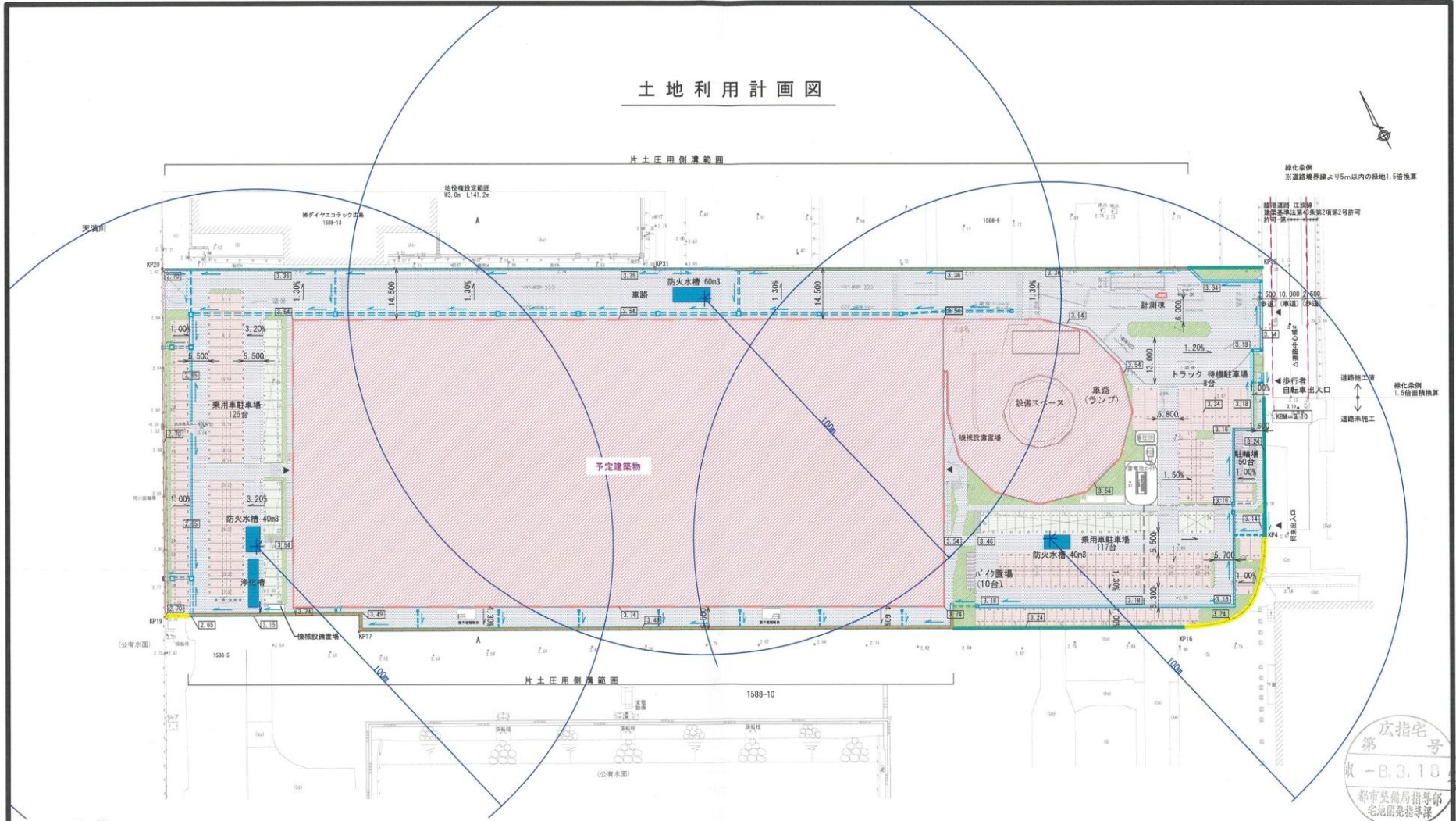


# 土地利用計画図



緑化条件  
※道路境界線より5m以内の緑地1.5倍換算

広指宅  
第 8.3.10 号  
都市整備局指導部  
宅地開発指導課

凡例					
通路	A=8770m <sup>2</sup>	開発区域	A=31019.7m <sup>2</sup>	L型擁壁	-
駐車樹	A=2715m <sup>2</sup>	予定建築物 (物流倉庫)	A=16903m <sup>2</sup>	片土任用側溝	-
緑化駐車樹	A=737m <sup>2</sup>	防火水槽	-		
バイク置場	A=25m <sup>2</sup>	浄化槽	-		
駐輪場	A=50m <sup>2</sup>	臨港道路	-		
緑地	A=930.6m <sup>2</sup>	重力式擁壁	-		

注)  
 ・図中 [3.10] は本計画のKBMとする  
 ・図中 [..] は計画地盤高さを示す (T.P)  
 ・図中 [..] は現況地盤高さを示す (T.P)  
 ・基準設計地盤高さは3.54とする  
 ・敷地周囲は土管の径×高さH1500とする (土管の径は2m以下とする)  
 ・敷地内通路は1.5m以上とする (▲主要出入口 屋外避難階段)  
 ・図中 [ ] は緑地帯を示す  
 ・図中普通自動車駐車場マス [ ] 印は2.5m×6.0mの駐車マスを示す (印以外は2.5×5.0・西側は駐車場条例申請上のスペースのみ確保)

建築物位置の基準  
 北側の隣地境界線 [KP20] と [KP30] を平行に15,000mm平行移動した線をY8通りとする  
 Y8通りに垂直かつ北西側の隣地境界線 [KP20] から37,104mmと  
 南西 [KP19] から西36,500mm移動した点と北3,131mmが重なる点を通る線をY1通りとする